

【総領事館からのお知らせ：衆議院総選挙に伴う在外選挙のお知らせ】

平成26年11月25日(総14第22号)  
在デンパサール日本国総領事館

本メールは緊急情報ではありませんが、公職選挙法の趣旨に則り、第47回衆議院総選挙に伴う在外選挙の実施について以下のとおりご案内いたします。

★★★★★～海外から日本へ、あなたの一票を。在外選挙のご案内～★★★★★

第47回衆議院総選挙に伴う在外選挙が、12月3日より実施される予定です。

投票方法や日時等の概要を以下のとおりご案内いたしますので、在外選挙人証をお持ちの皆様におかれましては、是非とも在外選挙にご参加下さいようお願い申し上げます。

なお、選挙公報がインターネットでも閲覧できるようになりました。選挙公報は、公示後各選挙管理委員会のホームページでご覧いただけます。外務省ホームページ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page3\\_000694.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page3_000694.html))及び当館ホームページにリンクを設定する予定です。

1. 当館に於ける投票（予定）

(1) 投票期間及び日時

投票期間: 12月3日(水)～12月7日(日)

投票時間: 午前9時30分～午後5時

(2) 投票場所

当館 1階閲覧室

(3) 必要書類

・在外選挙人証

・パスポート原本(コピーは不可。パスポートを提示出来ない場合は公的機関が発行した有効期限内の写真付き身分証明書)

2. 郵便等投票

在外選挙人証を発行した日本国内の選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せ、郵便により投票する方法です。詳細は外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>)をご覧ください。

投票用紙の記入は、公示日である12月2日以降に行ってください。

記入後、12月14日(日)午後8時までに日本国内の投票所に到達するよう、在外選挙人証を発行した選挙管理委員会宛てに直接送付してください。郵便料金は自己負担です。

3. 日本国内における投票

一時帰国中の方や、本帰国後間もない方が、日本国内の投票所で投票する方法です。

なお、日本国内に於ける投票の詳細については、在外選挙人証を発行した選挙管理委員

会にお問い合わせ下さい。

4. 在外選挙人証を取得されていない方へ

海外から国政選挙に投票するためには、在外選挙人名簿への登録申請を行い事前に日本の選挙管理委員会より在外選挙人証を取得しておく必要があります。申請の受付は、お住まいの地域を管轄する大使館・総領事館・領事事務所で行っています。在外選挙人名簿への登録申請手続きを済まされていない方は、今回の衆議院通常選挙に伴う在外投票には間に合いませんが、今後の在外選挙において投票できるようにするため登録申請手続きをお願いいたします。

以上